

犬山市働きて定住促進サポート事業補助金に係る提出書類一覧表（2022年4月～）

種別	提出書類	チェック	備考	交付窓口
交付申請	源泉徴収票の写し		申請日の属する年の前年の給与所得の源泉徴収票の写し	雇用者（又は給与支払者）
	市内の事業所で1年以上勤務していることを雇用者等が証明する書類		雇用者が勤務期間を証明する書類（写し） ※現在の雇用者が上記源泉徴収票の写しに記載されている給与支払者と異なる場合は、当該給与支払者が申請者について1年以上犬山の事業所で勤務していたことを証する書類（写し）及び離職したことを証する書類（写し）も併せて添付	雇用者（及び給与支払者）
	世帯が、市外に継続して1年以上居住していることを証明する書類		世帯全員の住民票の写し（続柄記載のもの）、戸籍の附票等 【多子世帯に該当口】	居住市町村
	補助対象事業費の内訳が分かる書類		契約書※（案）、見積書など 工事内容の分かるもの	事業者等
	補助対象に応じた図面等		位置図、配置図、平面図、立面図、その他内容が分かるもの	事業者等
			現況写真（全体写真）	事業者等
	調査承諾書（様式1の2）		世帯全員の自署又は記名押印「（別紙）申請者等」の添付	—
	1年以内に婚姻をする誓約書		該当者のみ	—
	フラット35の金融商品を活用する書類		該当者のみ	—
その他市長が必要と認める書類		申請後に多子世帯に該当する場合は母子手帳（写し）	—	
完了実績報告	契約書関係		工事契約書又は売買契約書（写し）	事業者等
	図面等（申請時提出から変更のない書類は不要）		位置図、配置図、平面図、立面図、その他内容が分かるもの	事業者等
	写真		完了後のもの（全体写真2面程度）	事業者等
	支払の関係書類		領収書又は請求書（写し） （原則領収書をご用意ください。発行されない場合、振込受付書や通帳のコピーをご用意ください。）	事業者等
	住所異動後の住民票の写し		世帯全員分【多子世帯に該当口】	市民課
	建物登記簿謄本（写し）		全部事項証明書（写し）又は登記受領書（写し）※所有権保存登記したもの	法務局
	建築基準法等の証明書類		建築確認済証及び検査済証（写し）	事業者等
	一部が転入できない場合の理由書		該当者のみ	—
	軽微な計画変更の内容がわかる書類		該当者のみ（補助対象事業費について交付申請時より変更が生じている場合等）	事業者等
	その他市長が必要と認める書類		申請後に多子世帯に該当する場合は母子手帳（写し）	—
請求	交付請求書の口座確認		申請者名義の通帳（写し）（名義人・口座番号等が確認できる部分）	—